

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 11 号	第1種共同漁業 "	かき漁業 またがい漁業	1月1日から12月31日まで	明石市船上町から明石市魚住町・二見町東二見界に至る間の地先	林崎漁協 江井ヶ島漁協
			1月1日から12月31日まで	漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市船上下水処理場排水口中央 B 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見界 ア Aから184度1,200メートルの点 イ Bから196度4,000メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

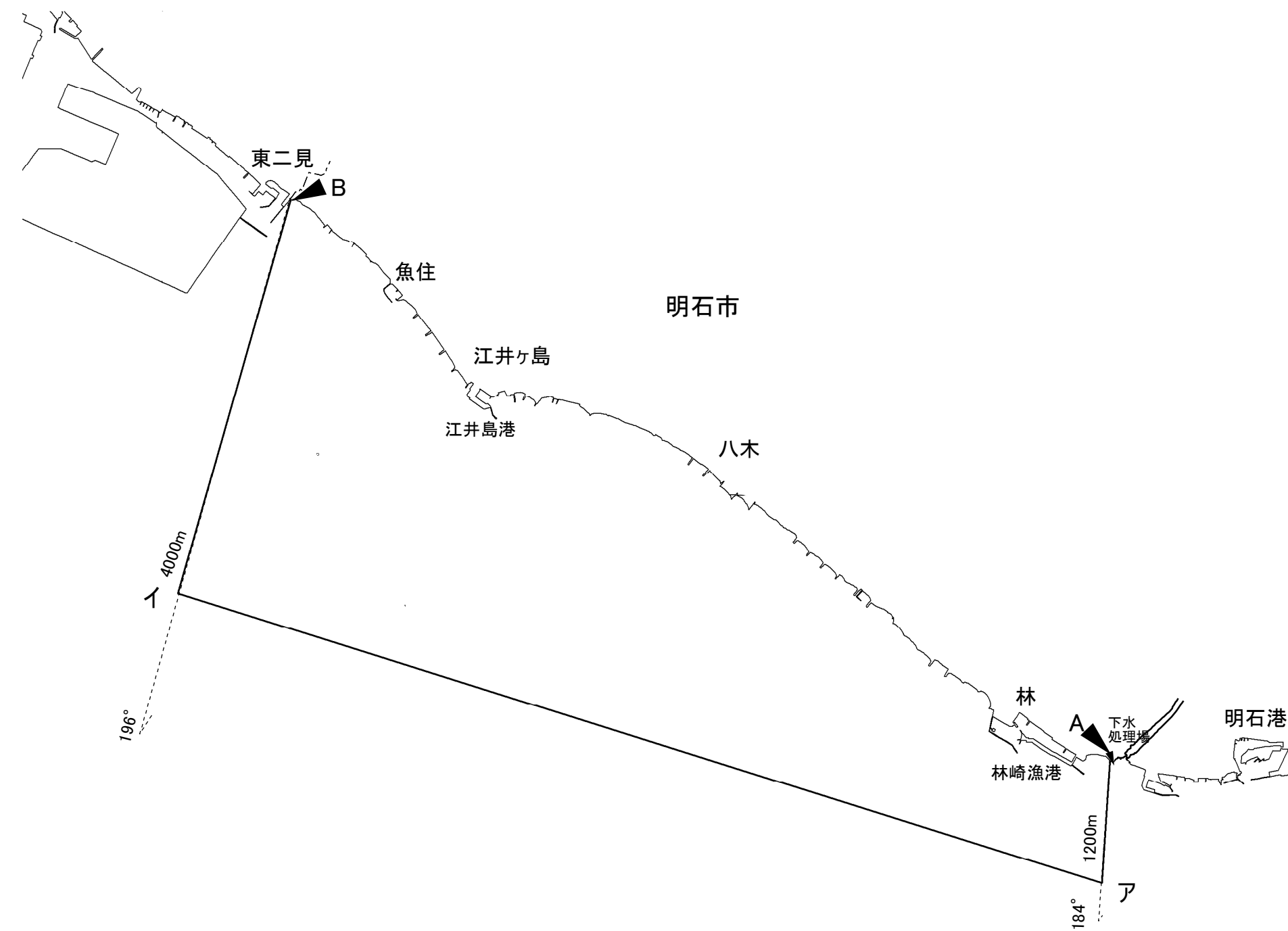
付 記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第11号
 漁場の位置 明石市船上町から同市魚住町・二見町東二見界
 に至る間の地先
 漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線並びに最大高潮
 時海岸線によって囲まれた区域

点の位置
 A 明石市船上下水処理場排水口中央
 B 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見界
 ア Aから184度1,200メートルの点
 イ Bから196度4,000メートルの点



平成25年9月1日 免許
共第11号漁場

